

平成 30 年 1 月 18 日  
(2018 年)

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 事業者名 株式会社 ティダ・グリーン
- (2) 代表者 代表取締役 前川 康晃
- (3) 所在地 吹田市豊津町 14 番 10-304

#### 2 対象事業所

- (1) 事業所名 ジョブトレーニングセンターOSAKA
- (2) 所在地 吹田市江坂町一丁目23番19号米澤ビル第5江坂304号
- (3) 事業種別 就労移行支援(一般型)
- (4) 事業所番号 2711601720
- (5) 指定年月日 平成 25 年 4 月 1 日

#### 3 指定の取消年月日

平成 29 年(2017 年)12 月 31 日

#### 4 指定を取り消す理由

法第 50 条第 1 項の該当内容

##### (1) 法第 50 条第 1 項第 4 号(適正な事業の運営に違反)

平成 26 年 12 月 4 日から、本市が法第 48 条の規定に基づく監査を実施した平成 29 年 3 月 23 日までの期間において、以下のとおり適正な事業の運営に違反していた。

- ① 指定就労移行支援を行った際は、当該指定就労移行支援を行った日、内容その他必要な事項を、指定就労移行支援を行った都度記録し、支給決定障害者等から確認を受けなければならないが、当該記録が著しく欠けていた。【大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「大阪府条例」という。)第 172 条において準用する第 20 条に違反】

② 指定就労移行支援事業所の管理者は、従業者に大阪府条例で定める、指定就労移行支援に係る指定基準を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならないが、当該管理者がこれを把握しておらず、管理者としての責務を果たしていなかった。【大阪府条例第 172 条において準用する第 68 条に違反】

(2) 法第 50 条第 1 項第 5 号（訓練等給付費の請求に関し不正）

平成 26 年 12 月 4 日から、本市が法第 48 条の規定に基づく監査を実施した平成 29 年 3 月 23 日までの期間において、以下のとおり訓練等給付費の請求に関し不正を行った。

- ① 利用者が通所していない日について、出勤簿に虚偽の捺印をし、サービスを提供したものとして不正に訓練等給付費を請求し、受領した。
- ② 在宅支援の要件を満たしていないことを認識していたにもかかわらず、虚偽の出勤簿、サービス提供記録を作成し、不正に訓練等給付費を請求し、受領した。
- ③ 施設外支援の請求に必要な記録がないにもかかわらず、不正に訓練等給付費を請求し、受領した。

(3) 法第 50 条第 1 項第 10 号（障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為）

平成 26 年 12 月 4 日から、本市が法第 48 条の規定に基づく監査を実施した平成 29 年 3 月 23 日までの期間において、以下のとおり障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為を行った。

- ① 利用者の出勤簿について、まとめて押印し後日修正することが多々あり、適切な管理が行われていなかった。
- ② 出勤簿、サービス提供記録、サービス提供実績記録票が一部整備されておらず、サービス提供実態と報酬請求内容の照合が不可能な状態となっていた。
- ③ 平成 26 年 12 月 4 日に実施した実地指導の改善報告書により提出された訓練等給付費の返済計画について、一部返済が行われていなかった。

## 5 経済上の措置

(1) 不正の行為により訓練等給付費の支給を受けたことが確認できたため、該当する訓練等給付費について返還を指示しています。また、本市から受領した訓練等給付費に 100 分の 40 を乗じて得た額（以下「加算金」という。）の支払をさせるとともに、他市町村から加算金の支払いを求められた場合にも、これに応じるように指示をしています。

(2) 返還金額等

吹田市 2,304,033 円(加算金含む返還額)

不正請求による返還額（加算対象）	1,467,162 円
加算額	586,864 円
過誤請求による返還額（加算対象外）	250,007 円

他市町村 6,768,219 円（加算金を除いた返還額）

（お問合わせ先）

吹田市福祉部福祉指導監査室

障がい事業者担当

電話番号：06-6155-8743（直通）